

本学において取得できる免許、資格及び受験資格について

1. 本学において免許、資格及び受験資格を取得しようとする者は、学則第8章の必要な規定をみだし、それぞれの学科・コースにおいて定める科目の単位を修得しなければならない。

2. 免許、資格等の種類

学 科 ・ コ ー ス	免許、資格及び受験資格の種類
健 康 栄 養 学 科	栄養士、栄養教諭二種免許状、フードスペシャリスト、健康管理士
音 楽 科	中学校教諭二種免許状(音楽)、音楽療法士(2種)
文 化 教 養 学 科	中学校教諭二種免許状(国語)、司書教諭、司書、学校司書、情報処理士
子 ど も 学 科	保育士、幼稚園教諭二種免許状、こども音楽療育士

3. 免許、資格及び受験資格取得方法等については、次の各ページで説明しています。

教職課程（幼稚園、中学校、栄養教諭）	65ページ
栄養士	71ページ
フードスペシャリスト	72ページ
健康管理士	72ページ
音楽療法士	73ページ
司 書	74ページ
司書教諭	75ページ
学校司書	75ページ
情報処理士	76ページ
保育士	77ページ
こども音楽療育士	80ページ

教職課程

1. 教員の資格を得ようとする者は、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に定められるところに従い、本学で開講する教職免許取得に必要な授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2. 免許状の種類

教職免許取得に必要な授業科目を履修し合格した場合、次の免許状を取得できる。

学 科 ・ コ ー ス	免 許	教 科
音 楽 科	中学校教諭二種免許状	音 楽
文 化 教 養 学 科		国 語
子 ども 学 科	幼稚園教諭二種免許状	
健 康 栄 養 学 科	栄養教諭二種免許状	

3. 所要単位修得の方法

(1) 幼稚園教諭二種免許状

①領域及び保育内容の指導法に関する科目（免許法施行規則第2条）

下表の科目、単位を修得しなければならない。

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目			
各科目に含めることが必要な事項		単位数	授 業 科 目	単位数	
				必修	選択
専 領 門 域 に 関 す る	健康	12	幼 児 と 健 康	2	
	人間関係				
	環境		幼 児 と 環 境	2	
	言葉		幼 児 と 言 葉	2	
	表現		幼 児 と 表 現	2	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			保 育 内 容 総 論	1	
			保 育 内 容 (健 康)	1	
			保 育 内 容 (人 間 関 係)	1	
			保 育 内 容 (環 境)	1	
			保 育 内 容 (言 葉)	1	
			保 育 内 容 (表 現)	1	

②保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等（免許法施行規則第2条）
 本学においては下表に示すとおり履修しなければならない。

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目			
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授業科目	単位数		共 通 開 設
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		幼児教育教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学 発達心理学演習	2		1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援保育1 特別支援保育2	1 1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		カリキュラム論	2		
等徳、総合的な学習の時間、 教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	幼児教育方法論	2		
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解 と教育相談	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
関する教育実践に 関する科目	教育実習	5	教育実習	4		
	学校体験活動		教育実習指導	1		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2		

③教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

基礎教養科目の中から日本国憲法2単位、保健体育科目の生涯体育理論と実践1・2各1単位、外国語科目のうち1外国語2単位以上及び、基礎情報科学演習1・2各1単位を修得しなければならない。

(2) 中学校教諭二種免許状

①教科及び教科の指導法に関する科目（免許法施行規則第4条）

取得しようとする免許教科に応じて、それぞれ教科に関する下表の科目、単位を修得しなければならない。

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目					
各科目に含めることが 必要な事項	単 位 数	授業科目	単位数		備考		
			必修	選択			
中学校二種(国語) 教科に関する専門的 事項	12	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概論	2			
		国文学(国文学史を含む。)	文章表現	2			
		漢文学	古典文学を読む1	2			
			古典文学を読む2	2			
			近代文学を読む1	2			
			近代文学を読む2	2			
		日本語日本文学演習	1				
書道(書写を中心とする。)	中国文学	2					
	書道	1	1				
	書道	2	1				
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		国語科教育法	2				
中学校二種(音楽) 教科に関する専門的 事項	12	ソルフェージュ	ソルフェージュ	1	1		
		声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	専修実技1(声楽)			2	声楽専修は専修実技1・2 声楽専修以外は声楽1・2を選択必修
			専修実技2(声楽)			2	
			声楽	1		1	
			声楽	2		1	
			合唱	1	2		
		合唱	2	2			
		器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	専修実技1(ピアノ)			2	ピアノ専修は専修実技1・2 ピアノ専修以外は副科ピアノ1・2を選択必修
			専修実技2(ピアノ)			2	
			副科ピアノ	1		1	
副科ピアノ	2			1			
指揮法	合奏	1					
	伴奏	2					
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) 音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	指揮法	2					
	和声	和声	1	2			
		音楽理論	2				
		作曲法	2				
音楽史		2					
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		音楽科教育法	2				

②各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等（免許法施行規則第4条）

本学においては下表に示すとおりに修得しなければならない。

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原論	1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育内容論	1		
目及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習時間	2		
	特別活動の指導法		教育方法・ICT活用	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒・進路指導論	2		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談	2		
関する科目に	教育実習	5	教育実習(事前・事後指導1単位を含む)	5		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習(中学校)	2		

③教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

基礎教養科目の中から日本国憲法2単位、保健体育科目の生涯体育理論と実践1・2各1単位、外国語科目のうち1外国語2単位以上及び、基礎情報科学演習1・2各1単位を修得しなければならない。

④介護等体験の実施について

中学校の教職免許を取得しようとする学生は、介護等体験特例法に規定しているところに従い、所定の福祉施設（5日間）及び特別支援学校（2日間）で計7日間のボランティア体験をしなければならない。（介護等体験特例法参照）

- 備考
1. 教育実習は別に定める「教育実習参加資格に関する内規」に従って必要な授業科目を履修し、単位を修得したものに限り参加することができる。
 2. 教職課程を履修するには教育実習に必要な経費並びに教職課程費を支払わなければならない。

(3) 栄養教諭二種免許状

①免許の取得に関する規定

栄養教諭の免許を得ようとするものは、本学において栄養士免許取得を目指し、栄養士免許取得に必要な科目を履修中のものであること。

②栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法に基づき、栄養に係る教育科目として下表の科目を修得すること。

免許教科	教科に関する科目	本学開設科目	単位数
栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・ 食に関する指導の方法に関する事項 	学校栄養指導論	2

③教育の基礎的理解に関する科目等（免許法施行規則第10条）

本学においては下表に示すとおり修得しなければならない。

施行規則に定める科目区分等			本学開設科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5	教育原論	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育内容論	1	
道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	3	道徳教育	1	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		特別活動・総合的な学習時間	1	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法・ICT活用	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒指導論	1	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習	1	
			事前・事後指導	1	
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2	

④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

基礎教養科目の中から日本国憲法2単位、保健体育科目の生涯体育理論と実践1・2

各1単位、外国語科目のうち1外国語2単位以上及び、基礎情報科学演習1・2各1単位を修得しなければならない。

- 備考 1. 栄養教育実習は別に定める「教育実習参加資格に関する内規」に従って必要な授業科目を履修し単位を修得したものに限り参加することができる。
2. 教職課程を履修するには栄養教育実習に必要な経費並びに教職課程費を支払わなければならない。

教育実習参加資格に関する内規

○中学校実習（国語）

1. 教育実習を希望する学生は、教職専門科目と教職必修教科専門科目を「教育課程及び年次配分表」により1年前期から履修し修得すること。したがって、1年次に開講の教職専門科目と教職必修専門科目を全て取得していない学生は、実習に参加することはできない。
2. 教育実習に参加する場合、1年次に開講される教職専門科目と教職必修教科専門科目の成績評価において、Cの数の総計が5以下であることを条件とする。
3. 教育実習生としての資質・能力をもっていると認められる者。

○中学校実習（音楽）

1. 教育実習を希望する学生は、教職専門科目と教職必修教科専門科目を「教育課程及び年次配分表」により1年前期から履修し修得すること。したがって、1年次に開講の教職専門科目と教職必修専門科目を全て取得していない学生は、実習に参加することはできない。
2. 教育実習に参加する場合、1年次に開講される教職専門科目と教職必修教科専門科目の成績評価において、Cの数の総計が5以下であり、ピアノの伴奏技能が一定水準であることを条件とする。
3. 教育実習生としての資質・能力をもっていると認められる者。

○栄養教育実習

1. 教育実習を希望する学生は、教職専門科目と教職必修教科専門科目を「教育課程及び年次配分表」により1年前期から履修し修得すること。したがって、1年次に開講の教職専門科目と教職必修教科専門科目を全て取得していない学生は、実習に参加することはできない。
2. 教育実習に参加する場合、1年次に開講される教職専門科目と教職必修教科専門科目の成績評価において、Cの数の総数が3以下であることを条件とする。さらに、1年次に開講された栄養士必修専門科目の成績評価において、S、A、Bの合計が1/2以下の場合には、原則として2年次の栄養教育実習に参加することができない。
3. 教育実習生としての資質・能力をもっていると認められる者。

教職課程の教職専門科目再受講に関する申し合わせ

昭和60年1月16日

教職専門科目の再受講ができる者は、過年度単位認定試験成績を勘案し、教職に適性があると認められる者とする。

栄養士（健康栄養学科）

栄養士資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

取得に必要な条件

1. 卒業要件を備えること。
2. 栄養士法施行規則第9条別表第1に準じて健康栄養学科で開講される専門教育科目（別表）と基礎情報科学演習1・2及び応用情報科学演習を履修すること。

栄養士法施行規則第9条別表第1					
教育内容	単位数		本学開設科目	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4		公衆衛生学 社会福祉概論	2 2	
人体の構造と機能	8		解剖生理学 解剖生理学実習1 生化学 生化学	2 2 2 2	
食品と衛生	6	4	食品学 食品学実習 食品加工学 食品加工学実習 食品衛生学 食品衛生学実習	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1
栄養と健康	8	10	基礎栄養学 ライフステージ別栄養学 ライフステージ別栄養学実習 臨床栄養学概論 臨床栄養学実習 食事療	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1
栄養の指導	6		栄養士入門論 栄養指導論 栄養指導論実習1 栄養指導論実習2 公衆栄養学概論	2 2 2 2 2	1 1 1
給食の運営	4		給食計画・実務論 給食管理実習1 給食管理実習2 調理学 基礎調理学実習1 基礎調理学実習2 応用調理学実習 学外実習1（事業所）	2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 1 1 1 1 1

フードスペシャリスト（健康栄養学科）

フードスペシャリスト資格及び専門フードスペシャリスト資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

取得に必要な要件

1. 卒業要件を備えること。
2. フードスペシャリスト及び専門フードスペシャリスト資格取得に必要な健康栄養学科で開講される専門教育科目を別表のとおり修得すること。
3. フードスペシャリスト認定試験に合格すること。
4. 専門フードスペシャリストにあつては、フードスペシャリスト認定試験及び専門フードスペシャリスト認定試験に合格すること。

別表

フードスペシャリスト及び専門フードスペシャリスト資格取得に必要な専門科目

規 定 科 目	本 学 開 設 科 目	単 位
フードスペシャリスト論(講義 2 単位以上)	フ ー ド ス ペ シ ャ リ ス ト 論	2
食品の官能評価・鑑別 講義 1 単位以上及び(実験又は実習 1 単位以上)	応 用 調 理 学 実 習	1
	食 品 加 工 学 実 習	1
	食 品 の 官 能 評 価 ・ 鑑 別 論	2
食物理学に関する科目 講義 4 単位以上及び(実験 1 単位以上)	食 品 加 工 学	2
	食 品 学	2
	食 品 学 実 験	1
食品の安全性に関する科目(講義 2 単位以上)	食 品 衛 生 学	2
調理学又は調理科学に関する科目 講義 2 単位以上及び(実習 2 単位以上)	調 理 学	2
	調 理 学 実 習 1	1
	基 礎 調 理 学 実 習 2	1
栄養と健康に関する科目(講義 2 単位以上)	基 礎 栄 養 学	2
食品の流通・消費に関する科目(講義又は演習 2 単位以上)	食 料 経 済	2
フードコーディネート論(講義又は演習 2 単位以上)	フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト 論	2

健康管理士（健康栄養学科）

健康管理士資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

1. 卒業要件を備えること。
2. 健康管理士資格取得に必要な健康栄養学科で開講される専門教育科目を別表のとおり修得すること。
3. 健康管理士資格認定試験に合格すること。

別表

健康管理士資格取得に必要な専門科目

指 定 科 目	本 学 開 設 科 目	授 業 形 態	単 位	備 考
健康管理学	ヘルスケアマネジメント	講義	2	重複科目
	公衆衛生学	講義	2	
生活習慣病の基礎知識	臨床栄養学概論	講義	2	
	食事療法	講義	2	
心の健康管理	心の健康管理	講義	2	
生活を守る栄養学	基礎栄養学	講義	2	
	ライフステージ別栄養学	講義	2	
	臨床栄養学概論	講義	*	
	食品衛生学	講義	2	
生活環境と健康	生活環境と健康	講義	2	
身体を守る健康知識	生涯体育理論と実践 2	実習	1	
	身体を守る健康知識	講義	2	
単 位 合 計			21	

音楽療法士（音楽科）

1. 音楽療法士とは

音楽療法士は、音楽を通して、精神・身体に障害をもつ成人や子どもたちに生きる力を育むこと並びに高齢者の心を癒すための音楽療法を行うための専門的知識及び技術を有する者をいう。

2. 音楽療法士（2種）の称号授与の要件

音楽療法士（2種）認定証は、次の各号に該当する者で、福岡女子短期大学（以下「本学」という。）が定める教育課程を履修し、所定の単位を修得した者につき、本学学長の申請に基づき全国音楽療法士養成協議会から授与される。

3. 音楽療法士（2種）養成の教育課程

1. 本学が定める音楽療法士（2種）の称号授与を受けるための教育課程は、別表のとおりとする。
2. 授業科目の単位の修得方法は、音楽に関する科目、音楽療法に関する科目、教育・福祉に関する科目、医学・看護・心理に関する科目の各分野に係るものをそれぞれ履修し、かつ、講義、演習実習又は実技を適切に含めて41単位以上となるよう修得すること。
3. 別表の他に、教養関連科目として、「外国語科目（2単位以上）」、「基礎情報科学演習1・2（2単位以上）」を修得すること。

別表

分 野 区 分	単位数	本 学 開 設 科 目		単位数
音楽に関する分野	右の本学開講科目を18単位以上修得すること ※副科ピアノ1~4は修得	音楽理論		2単位
		和声1・2		各2単位
		音楽史		2単位
		作曲法		2単位
		伴奏法		2単位
		指揮法		2単位
		ソルフェージュ1・2		各1単位
		合唱1・2・3・4		各2単位
		合奏		1単位
		邦楽		2単位
※副科ピアノ1・2・3・4		各1単位		
※ピアノ専修1・2・3・4		各2単位		
声乐1・2		各1単位		
音楽療法に関する分野	8単位以上修得	音楽療法概論		2単位
		音楽療法各論（基礎）		2単位
		音楽療法各論（臨床）		2単位
		音楽療法総合演習		2単位
音楽療法の関連分野 （「教育」、「福祉」、「医学・看護」、「心理」に関する科目）	12単位 ※本学では14単位修得	教育に関する科目群	教育原論 教育内容論 音楽科教育法	1単位 1単位 2単位
		福祉に関する科目群	社会福祉 保育学	2単位 2単位
		医学・看護に関する科目群	生理学 公衆衛生学	2単位 2単位
		心理に関する科目群	発達心理学	2単位
音楽療法実習 （事前・事後指導1単位を含む）	3単位	音楽療法実習		2単位
		事前事後指導		1単位
		計 41単位以上		

司 書 (文化教養学科)

司書は、公共図書館や学校図書館で、図書館資料の選択・収集・提供・整理や、利用者（一般、学生、教職員）へのサービスなどを業務とする専門的職員である。

司書の資格は、大学の定める単位を修得すれば取得できる。

	図書館法の施行規則	単位	本学開設科目	単位	
				必修	選択必修
甲群 ／ 必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	
	図書館概論	2	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習1	1	
			情報サービス演習2	1	
	図書館情報資源論	2	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習1	1	
		情報資源組織演習2	1		
乙群 ／ 選択	図書館基礎特論	二科目以上	図書館サービス特論		1
	図書館サービス特論		図書館情報資源特論		1
	図書館情報資源特論		図書・図書館史		1
	図書・図書館史		図書館施設論		
	図書館施設論		図書館総合演習		
	図書館総合演習		図書館実習(事前・事後指導を含む)		2
		計	22	2科目以上	

司書教諭（文化教養学科）

司書教諭は、小学校・中学校・高等学校などで、学校図書館の専門的職務を掌る教諭で、12学級以上の学校に配置が義務づけられている。

司書教諭の資格は、教職免許を取得し、さらに本学の定める単位を修得すれば取得できる。

学校図書館法の施行規則	単位	本学開設科目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2
学校図書館メディアの構成	2	図書館情報資源概論	2
		情報資源組織論	2

学校司書（文化教養学科）

学校司書は、小学校・中学校・高等学校などで、児童・生徒・教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するための業務を行う専門的職員である。

学校司書の資格は、本学の定める単位を修得すれば取得できる。

	文部科学省の通知における科目名	単位	本学開設科目	単位
学校図書館の 運営・管理・ サービスに関 する科目	学校図書館概論	2	学校経営と学校図書館	2
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習		情報資源組織演習 1	1
			情報資源組織演習 2	1
	学校図書館サービス論	2	学校図書館サービス論	2
学校図書館情報サービス論		情報サービス論	2	
		情報サービス演習 1	1	
		情報サービス演習 2	1	
児童生徒に対 する教育支援 に関する科目	学校教育概論	教育原論	1	
		教育心理	2	
		教育内容論	1	
		特別支援教育	1	
学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性		学習指導と学校図書館	2	
		読書と豊かな人間性	2	
	計	20	計	25

情報処理士（文化教養学科）

1. 情報処理士の資格とは

情報実務上の課題を把握し、その解決に向けて自らソフトウェア操作、インターネット活用、データ管理などを行い、情報を収集・活用し、様々なスタッフと協力して課題解決に貢献できる技術と実践能力を修得する。情報処理士の資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

2. 情報処理士資格取得の要件

文化教養学科の卒業要件を備えること。

情報処理士資格取得に必要な、基礎教養科目、および文化教養学科で開講される専門科目を別表のとおり修得すること。

3. 資格取得

資格認定書の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した後、学長の申請に基づき授与される。

領域	資格到達目標の区分	授業科目		単位	修得単位数
領域1	情報社会において情報を適切に扱う知識と技術を身に付ける。	必修	基礎情報科学演習1 基礎情報科学演習2	1単位 1単位	合計2単位必修
		選択	情報管理演習1 情報管理演習2	1単位 1単位	領域1・2・3の選択科目の中から4単位以上選択
領域2	情報科学の知識と技能を理解・修得した上で、それらを実務に適切に活用することができる。	必修	プレゼминаール1 プレゼминаール2	1単位 1単位	合計2単位必修
		選択	情報処理技能演習 ビジネス技能演習 マルチメディア表現技法	2単位 2単位 2単位	領域1・2・3の選択科目の中から4単位以上選択
領域3	情報社会において、対象となる課題を発見・分析し、客観的に捉えて解決することができる。	必修	卒業研究1 卒業研究2	2単位 2単位	合計4単位必修
		選択	情報サービス論	2単位	領域1・2・3の選択科目の中から4単位以上選択

保育士（子ども学科）

保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科及び単位数並びに履修方法に則って、本学で開設する科目のうち、指定された科目の単位を修得しなければならない。

1. 保育士資格の要件について

- (1) 保育士資格を得ようとする者は、本学保育学科で定める科目の単位を修得して、卒業しなければならない。
- (2) 前項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則により本学で定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2. 履修方法について

保育士資格を取得しようとする者は、次に掲げる科目の単位を修得しなければならない。

本学における保育士資格の授業科目	単位数
(1) 教養教育科目 ① 基礎教養科目(社会人入門、太宰府地域学等) 12単位 ② 外国語科目 2単位 ③ 保健体育科目 2単位	16単位
(2) 告示別表1による本学の教科目(別表1)	51単位
(3) 告示別表2による本学の教科目(本学の開設科目のうち、保育実習2単位を含む。)(別表2)	9単位
計	76単位

(別表1)必修科目

告示別表1による教科目				本学における開設教科目及び単位数等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	教育制度論	講義	2		2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	
	子どもの家庭支援論	講義	2	子どもの家庭支援論	講義	2		2	
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護論	講義	2		2	
	保育者論	講義	2	幼児教育教師論	講義	2		2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解と教育相談	演習	2		2	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養 1 子どもの食と栄養 2	演習	1 1		2	

告示別表1による教科目				本学における開設教科目及び単位数等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の内容・方法の関する科目	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論	講義	2		2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		1	
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康) 保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(言葉) 保育内容(表現)	演習 演習 演習 演習 演習	1 1 1 1 1		5	
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現	演習 演習 演習 演習	2 2 2 2		8	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育1	講義	2		2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育2	演習	1		1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	
	障害児保育	演習	2	特別支援保育1 特別支援保育2	演習 演習	1 1		1 1	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護内容	演習	1		1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習1 施設実習1	実習 実習	2 2		4	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導1 保育実習指導2	演習 演習	1 1		2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2		2	
合計			51 単位	計 56 単位					

(別表2) 選択必修科目

告示別表2による教科目				本学における教科の開設状況等					備考 (変更内容の概要等)
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目		15 単 位 以 上	発達心理学演習	演習		1	1	6単位 選択必修
				幼児教育方法論	講義		2	14	
日本語表現				講義		2			
子どもの音楽				講義		2			
音楽1				演習		1			
音楽2				演習		1			
図画工作				演習		1			
子どもの体育				演習		1			
リズム・ダンス表現				演習		1			
造形表現				演習		1			
音楽3				演習		1			
音楽4	演習		1						
保育実習	保育実習Ⅱ 又はⅢ	実習	2	保育所実習2	実習		2	4	いずれか 1科目 選択必修
				施設実習2	実習		2		
	保育実習指導Ⅱ 又はⅢ	演習	1	保育実習指導3	演習	1		1	必修
合計		18単位以上		20単位(≥18単位)					

3. 保育実習について

児童福祉法施行規則に定める保育実習については、本学で開設する科目及び指定する施設において、原則として、次のとおり行うものとする。

実習種別 (第1欄)	履修方法 (第2欄)		本学の開設科目及び単位数
	単位数	施設における おおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ(必修科目)	4単位	20日	保育所実習1 2単位 施設実習1 2単位
保育実習指導Ⅰ(必修科目)	2単位		保育実習指導1 1単位 保育実習指導2 1単位
保育実習Ⅱ(選択必修科目)	2単位	10日	保育所実習2 2単位
保育実習Ⅲ(選択必修科目)	2単位	10日	施設実習2 2単位
保育実習指導Ⅱ(必修科目)	1単位		保育実習指導3 1単位

こども音楽療育士（子ども学科）

1. こども音楽療育士の資格とは

音楽を通して、心身に何らかの障害のある子どもたちの発達的な援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力を修得する。こども音楽療育士の資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

2. こども音楽療育士資格取得の要件

保育士資格を取得し、卒業要件を備えること。

こども音楽療育士資格取得に必要な、子ども学科で開講される専門科目を別表のとおり修得すること。

3. 資格取得

資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した後、学長の申請に基づき授与される。

領域	授業科目	単位数	必修／選択科目の単位数	合計単位数
領域 1	音楽 1	1	必修 4 単位	20単位以上
	音楽 2	1		
	音楽 3	1		
	音楽 4	1		
	子どもの保健	2	選択 8 単位以上	
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	子どもの音楽	2		
	発達心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
	発達心理学演習	1		
リズム・ダンス表現	1			
領域 2	こども音楽療育概論	2	必修 3 単位	
	こども音楽療育演習	1		
領域 3	こども音楽療育実習	1	必修 1 単位	